

京都ジョブパーク事業  
良質な正規雇用創出業務 仕様書

## 1 趣旨

良質な雇用条件で持続的な人材確保と社員の定着を図ろうとする京都府内の中小企業に対して、求職者とのマッチング支援を実施するとともに、良質な雇用条件を目指して社内環境整備などに取り組む企業及びスキルアップを希望する求職者の支援を実施することで、良質な正規雇用の創出を図る。

## 2 委託業務名

京都ジョブパーク事業 良質な正規雇用創出業務

## 3 業務内容

上記1の趣旨を実現するため、京都ジョブパークの他コーナー及び中小企業を支える経営支援団体、市町村及び京都府内ハローワークと密接に連携し、京都府と協議の上、以下の業務を行うこと。

なお、業務運営に当たっては、京都ジョブパーク総括業務取扱要領に則るとともに、常に業務の内容を検証し、必要な改善を図ること。

また、業務の実施に当たっては、コロナウイルス感染症拡大防止に万全の対策を講じること。

### (1) 魅力ある京都企業の訪問等による良質雇用（※1）求人の開拓・情報発信等

魅力ある企業等に対して、訪問等により人材確保の意欲喚起を実施することにより、新たな良質雇用求人のジョブこねっと（※2）への登録を促進するとともに、以下の内容の確認、意欲の喚起等を実施すること。

（※1）以下のすべてを満たす労働者をいう。

- ① 月平均所定外労働時間が 20 時間以下
- ② 1ヶ月当たりの平均所定内給与額が 227,400 円以上
- ③ 期間の定めのない労働契約を締結する労働者
- ④ 派遣労働者でないこと
- ⑤ 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同等の労働者
- ⑥ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定められた賃金制度等が同一の事業所に雇用される通常の労働者と同等の労働者

（※2）京都ジョブパークが運営している、求職者と京都企業を対象とした無料のWEBマッチングサイト（<https://webjobpark.kyoto.jp/>）

ア 企業の人材確保に向けた取組状況及び支援ニーズの確認

イ 京都府子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言（以下「行動宣言」

という。) (※3) 及び京都ジョブパーク企業応援団 (以下「応援団」という。) (※4) の案内及び受付

- ウ 職場環境づくり支援を目的とした京都府の補助金の案内及び活用への意欲喚起
- エ 京都ジョブパーク等の支援メニューの案内及び企業状況調査
- オ その他、京都府が指示する事項

(※3) 企業が従業員に対して、子育てに優しい職場環境づくりに向けた具体的な行動を宣言し、実践することにより、企業において妊娠・出産、子育てを理解して支援する風土の醸成や、子育てしやすい職場をつくり、更には子育てを社会全体で応援するという気運を醸成すること、また、これらの取組を通じ企業価値が高まることによって、多様な働き方の実現と人材の確保・定着を目指すことを目的として、京都府が推進しているもの。

(※4) 「人材は、企業・社会の成長発展の源である」との認識の下、京都ジョブパーク理念を理解の上、京都ジョブパークの事業に協力していただくとともに、働き方改革を推進し、真に働きやすい職場環境改善等の実現を目指すことで、正規雇用等良好な雇用環境の構築及び職場定着の促進に積極的に取り組んでいただける企業の集合体

## (2) 人が集まる職場づくり支援

良質な雇用条件を目指して社内環境整備などに取り組む意欲のある企業に対し、以下の業務を行うこと。

- ア 残業の削減や休日の増加において先進的に取り組む中小企業の経営者などによるセミナーの開催 (1回以上)
- イ モデルケースとなるような働きやすい職場づくりに意欲的に取り組む企業に対する伴走支援の実施 (1回以上)
- ウ 良質雇用企業を紹介するジョブこねっとの企業紹介特集の制作 (1回以上、4社以上掲載)

## (3) 高度人材のジョブこねっとへの登録促進のための取組

良質雇用求人に見合った高度な人材のジョブこねっとへの登録を促進するため、以下の業務を行うこと。

なお、登録者が希望する場合は、就職にかかる個別相談に対応すること。

- ア 有料の合同企業説明会への出展による高度な求職者の登録を促進する企画の提案及びその実施 (1回以上)
- イ その他、高度人材の登録を促進する企画の提案及びその実施 (登録促進イベントの開催やジョブこねっとの改修・広報等)

## (4) 企業ニーズの高い専門的な知識の習得を目指す研修の開催

良質雇用企業のニーズの高い IT・営業・機械・電気関連等の知識の習得を目指す研修を 1 回以上（各 5 日間以上）開催すること。

なお、講義形式のみでなく、実習中心のカリキュラムを京都府に提案し、承認を得ること。

また、各回 10 人～15 人程度の参加者が集まるように、広報を実施すること。

#### **（５）職場への定着をサポートする研修の開催**

良質雇用企業等の従業員の職場への定着をサポートする研修を、1 回以上開催すること。

なお、良質雇用企業のニーズ調査を基に、職場への定着をサポートするカリキュラムを京都府に提案し、承認を得ること。

また、各回 10 人～15 人程度の参加者が集まるように、広く京都府内企業への周知を図ること。

#### **（６）良質雇用企業等と求職者のマッチング業務**

良質雇用企業と上記（４）の参加者やその他の高度人材のマッチングを図るため、以下の業務を行うこと。

なお、原則として、対面及びオンラインで時間を分けて開催することとし、参加者が出展企業数以下の場合は、実施回数に含めないものとする。

また、多くの求職者が参加するように、京都ジョブパークの他事業において把握している求職者に積極的に案内するとともに、WEB サイトなどを通じ、広く周知すること。

加えて、当該企業説明会の開催後に、希望者に対して職場体験を実施することを要件とし、傷害保険の加入手続をするとともに、保険料を負担すること。

ア 良質雇用企業 15 社～30 社程度が出展する中規模企業説明会（1 回以上）

イ 良質雇用企業 1 社～5 社程度が出展する個別・ミニ企業説明会（3 回以上、延べ出展企業 20 社以上）

#### **（７）付随する業務内容及び留意事項**

##### **ア 会議への参画**

現場責任者は、京都ジョブパークの運営に係る会議及び「京都の未来を拓く次世代産業人材活躍プロジェクト（※5）（以下、「次世代 P」という。）」に係る会議等に参画すること。

（※5）厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」のうち、京都府が実施する事業の進捗を管理する役割を担うもの

##### **イ 京都ジョブパーク他コーナーとの連携**

別に委託する「中小企業人材確保推進業務（以下、「人確業務」という。）」及び「京都企業・求職者マッチング推進業務（以下「マッチング業務」という。）」と訪問先を調整する等、協議の機会を設けるとともに、企業向けの支援メニューについて、情報共有を図り、周知を実施すること。

また、別に委託する「求職者支援窓口」やハローワークの利用者の就職に関するニーズ等をヒアリングするとともに、連携したマッチング支援ができるように、調整すること。

#### 4 人員配置体制

本業務の実施にあたり、以下のとおり人員を配置すること。

現場責任者は業務の主たる実施場所において当事業に専任従事し、不在となる場合には、常に京都府と連絡可能な体制及び業務の主たる実施場所における緊急時の速やかな指揮命令体制を整えること。

なお、業務遂行に課題があると京都府が認める場合は、直ちに人員体制を見直すこと。

また、京都テルサ内で従事する場合、概ね下表の人数の下限数が従事できる執務スペースを使用可能とする（使用料負担は求めない。）。

人員	人数	主な役割	必要な資格・経験等
(1)現場責任者	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の総括、事業の企画立案、進捗管理</li> <li>・京都府及び他コーナーとの調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネジメントや企画提案力が 必要な業務の経験があるもの</li> </ul>
(2)企業訪問コンサルタント	1名以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良質企業の開拓</li> <li>・京都府や関係機関等の各種支援メニューの案内</li> <li>・行動宣言の案内、意欲喚起及び作成指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務の経験又は民間企業等において、営業実務の経験が概ね3年以上あるもの</li> </ul>
(3)事業推進員	1名以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マッチング事業や研修の運営</li> <li>・ジョブこねっとの更新</li> <li>・その他本業務に係る事業推進</li> </ul>	

#### 5 運営管理・実施報告等

##### (1) 目標数

業務運営に係る最重要目標として、以下の項目を管理すること。

なお、下記のイ及びウの数は、次世代 P の他事業との重複調整後の数値とする。

ア ジョブパーク新規登録者数

40人

イ 正規雇用人材確保数

- 15 人
- ウ イのうち良質雇用求人による人材確保数  
5 人
- エ 新規に行動宣言を行う事業所数  
5 事業所
- オ アのうち内定者数  
20 人
- カ オのうち正規雇用内定者数  
15 人
- キ 3（4）専門研修の受講者数のうち内定者数  
3 人

## （2）管理項目

上記目標数のほか、業務の進捗状況を管理する重要な指標として、以下の項目を管理すること。

- ア 延べ支援企業数・ジョブパーク登録者数  
75 社・人
- イ 新規登録良質雇用求人数  
25 件
- ウ 訪問企業数  
150 件

## （3）報告

上記（1）及び（2）については、京都府が定める様式の月報により京都府に報告を行うとともに、公益財団法人京都産業 21 や厚生労働省の調査に伴う報告を行うこと。

また、本事業に係る支援内容等を J P システム（※6）へ登録するとともに、必要に応じ、京都府に別途報告すること。

（※6）京都ジョブパークを利用する求職者や企業の情報を管理するために、ジョブパーク内に設置するシステム及びシステムに付随するサーバーインフラ、ファイアウォール等のハードウェアやフロアスイッチ等のネットワークのこと

## （4）進捗状況の確認等

月報により京都府へ報告する際には、常に上記（1）及び（2）の目標数と比較した上で、進捗管理を行うこと。

上記（１）及び（２）の実績が目標数を下回る場合又は現行業務に課題がある若しくは起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

## 6 個人情報の保護

京都ジョブパークの運營業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例（平成８年京都府条例第１号）及び京都ジョブパーク諸規程その他関係法令に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

## 7 委託対象経費

### （１）委託業務に従事する者の人件費（※7）

- ア 賃金
- イ 通勤手当
- ウ 社会保険料等

### （２）委託業務に要する事業費

- ア 什器等リース費
- イ 通信運搬費
- ウ 旅費
- エ 事務所費
- オ 消耗品費
- カ 会場費
- キ 講師謝金
- ク 講師旅費
- ケ 広報費
- コ 資料作成費
- サ 会場費・設営費
- シ 保険料等諸経費
- ス 京都府と協議して認められた経費

### （３）一般管理費（※8）

（※7）人件費（付加的賃金を除く。）については前金払ができるものとする。

（※8）委託対象経費の１割以内で、かつ、社内規定等により受託する事業等に係る一般管理費の割合について直近年度の損益計算書中「売上原価」に占める「一般管理費」の割合によって決定している場合（これより低いものとしている場合を含む。）は、当該割合による一般管理経費の計上は可能とするが、別途管理費を重複して計上しないこと

## 8 業務完了報告

本業務が完了したときは、直ちに以下の事項を記載した業務完了報告書を、京

都府に提出すること。

#### (1) 業務終了後の報告

- ア 実施業務の概要
- イ 業務実施に伴う雇用実績（就職者名簿等）
- ウ 本業務に要した経費の内訳

なお、上記内容が確認できる書類として、労働者名簿、賃金台帳、業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。

#### (2) 事業期間中の途中報告

受託事業者は、委託契約締結後事業期間中に京都府から求めがあった場合は、その時点での事業の進捗状況や実績、経費の執行状況について報告しなければならない。

### 9 財産権の取扱い

委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、委託元である京都府に属するものとする。

### 10 業務上の留意事項

本事業により事業収入が発生した場合、京都府と受託事業者は協議の上、必要な場合は委託料を変更するものとする。

### 11 その他

- (1) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し適正に業務を執行するとともに、京都ジョブパークが定める諸規程、理念及び行動指針を遵守すること。

なお、上記4に記載する人員及び当該人員以外で任命する事業の総括責任者を京都ジョブパーク従事者として登録し、届け出るとともに、上記規定について、周知徹底を図ること。

- (2) 業務の実施にあたっては、当該仕様書の他、「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」に規定される要件を遵守すること。

- (3) 京都府と協議の上で実施内容を決定する事業の内、上記3(2)～(6)に係る業務については、2,996千円(税込)以上の事業費(当該委託事業者の人件費を除く。以下同じ。)で企画・実施することとし、事業費が2,996千円(税込)(事業収入が生じた場合は、その金額を加算した額とする。)の範囲内においては、京都府の求めに応じ、企画内容を変更すること。

(4) 上記3の業務については、京都府と協議の上、再委託することができる。

(5) その他、契約書及び事業仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府が受託事業者と協議して決定するものとする。